

議案第76号

幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

市長等の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。